

こことよカード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対し、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

とよた子どもの権利相談室の愛称「こことよ」には、「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを知っていただきたいと思います。小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードをお配りしますので、お手数ですが配布をお願いします。

また、リーフレットやカードをご活用いただくために、内容について子どもたちと一緒に読みいただければと思います。

《 配布する際に伝えてほしいこと 》

- ・一人でも悩まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方に相談したり、「こことよ」にも相談できること
- ・「こことよ」は、子どもにとって一番良いことを考えて解決方法をさがすこと
- ・秘密が守られること

とよた子どもの権利相談室「こことよ」では、先生方と共に子どもにとっての「最善の利益」を考え、実現していくパートナーでありたいと考えています。そして、子どもたちとはもちろん、保護者の方々、地域のみなさんと、よりよい関係づくりをしていきたいと思っています。

子どもにやさしいまちづくりを目指して、ご協力をお願いします。

豊田市子どもの
権利擁護委員
代表 渡邊佐知子



豊田市子どもの
権利擁護委員
山谷奈津子



豊田市子どもの
権利擁護委員
米津直希



年3回発行しているおたよりの名称も『こことよ』です。



キュウサイさん・キュウサイくん
とよた子どもの権利相談室
マスコットキャラクター

先生方からの
相談もどうぞ

発行
とよた子どもの権利相談室

〒471-0034
豊田市小坂本町 1-25
豊田産業文化センター4 階

☎ 0565-33-9317

とよた子どもの権利相談室



子どもの権利 擁護委員だより

2026 年 6 月



いじめは、いじめを受けた子だけでなく、いじめを行った子の心身の健やかな成長や人格形成に重大な影響を及ぼします。豊田市ではすべての子どもが学校や地域で安心して学び育つことのできる社会の実現を目指して、本年4月に「いじめの防止等に関する条例」を施行しました。学校の内外を問わず部活動や放課後児童クラブ、塾、スポーツクラブなど、子どもが活動するあらゆる場所において市、学校、保護者、子ども、地域住民、事業者、関係機関がそれぞれ主体的に役割を果たし連携・協力しながら、いじめ防止等の対策に積極的に取り組むこととしています。

子どもの権利学習プログラムは、市と擁護委員の協力のもと子どもや教職員、保護者、地域住民等が子どもの権利について学び、考え、行動できるようにするための活動で、いじめ防止の基盤を作るものとして拡充していきたいと考えています。今年度は子どもや大人がいじめについて主体的に「理解し」「気づき」「行動する」ことができるよう、予防教育の内容を追加したいと考えています。①いじめの定義、②いじめの4層構造、③いじめに気づいた時にとる行動などです。学校のいじめ対応を知ってもらうことで、子どもと大人が安全・安心な学校づくりに協働で取り組むことができるのではないかと考えています。

「保護者・地域向け研修」は、擁護委員が対面で実施しており、「いじめの事例がわかりやすかった」という声もいただいています。さらに多くの皆さまに参加していただけるよう工夫するとともに、放課後児童クラブ等からのご要望にもお応えできればと思っています。今年度も子どもの権利を基盤としたいじめ防止活動に皆さまとともに取り組んでいきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表擁護委員 渡邊 佐知子
(元名古屋市中心児童相談所所長)

現在進みつつある部活動の地域移行は、先生方の負担軽減や少子化対応という早期解決が求められる課題を解消するもので、放課後のあり方が根底から覆る「激動の過渡期」にいます。この変革期において気を付けないといけないことは、主役である子どもたちの権利や熱意が置き去りにされてしまうことです。国のガイドラインでは、移行後も「子どもの最善の利益」や「意見を聴かれる権利」の尊重を大前提とし、行政・学校・地域が一体となった環境整備を求めています。

しかし現状は、活動時間の一律の制限によって「もっとやりたい」という子どもの意欲が削られたり、民間クラブ化に伴う経済的・地理的な格差、民間クラブの指導者による暴言や熱中症リスクの管理といった「責任の空白地帯」での人権侵害のリスクが浮き彫りになっています。こうした過渡期のひずみから子どもたちを守るためには、現場を誰よりも知る先生方との緊密な連携が不可欠です。子どもたちがどこにいても教育的な保護が行き届くよう、ぜひ以下の2点での協働をお願いいたします。

① 「小さな SOS の共有」：地域クラブでの人間関係、不適切な指導やハラスメントに悩む生徒の異変を、担任やスクールカウンセラーの視点から察知し、相談窓口や地域へつなぐセーフティネットとなっていただければと思います。

② 「過度な負担の調整」：勝利至上主義に陥るクラブが出てくる可能性もあります。生徒の「休息権」や健康が脅かされないよう、スケジュール管理を共に見守っていただければと思います。子どもの声を能動的に聴き、誰一人取り残さずに守り、応援する。そんな豊田市独自の温かい地域移行になればと思います。

擁護委員 山谷 奈津子
(弁護士)

近年、生徒指導提要の改訂やこども基本法の施行などを通して、「子どもの意見を聴くこと」の重要性が繰り返し示されるようになりました。豊田市も、2025 年 1 月に「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFC I）実践自治体」に承認され、取組が進められています。

一方で、学校現場の多忙さが増す中、「そこまで丁寧に対応する余裕がない」と感じる場面も少なくないと思います。また、「子どもの権利を尊重すると、指導が難しくなるのでは」という不安の声を聞くこともあります。

しかし、子どもの話を聴くことは、子どもの言いなりになることではありません。何に困っているのか、どうしたかったのかを、子どもの話を聴き、整理しながら、一緒に考えていくことです。日本型 CFCI チェックリストの第1項目も「子どもの参画」（子どもたちに影響する問題について意見を聞き、考慮すること）です。そのように一緒に考えることの積み重ねが、子ども同士の関係づくりや、安心できる学級づくりにつながっていくのだと思います。「学級を居心地の良い場所に作る」ということにもつながるのかもしれません。

もちろん、現場ではすぐに解決できないことも多くあります。教員不足など、学校現場の負担感も依然として大きく、長時間労働についても解決に至る途上だと思っています。だからこそ、一人で抱え込まず、周囲と相談しながら進めていくことが大切です。こことよも、先生方や子どもたちと一緒に考える存在でありたいと思っています。

擁護委員 米津 直希
(南山大学教員)

豊田市いじめの防止等に関する条例 令和8年4月1日施行

～取り組むのは市、学校・教職員、保護者、子ども、地域住民、事業者です～

いじめは、子どもにとって大切な4つの権利が守られていない、重大な権利侵害です。

（4つの権利「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」）

子どもの権利相談室（こことよ）では、これまでいじめについて、皆さま方と協力しながら、①個別救済（相談・情報収集・支援）、②救済の申立て・発意にもとづく調査・調整、③制度改善（勧告・要請）、④普及啓発を行ってきました。

これからも、条例の基本理念に基づき、皆さまと一層の連携を図り、いじめの防止等の活動に取り組んでいきたいと考えています。今回は、教職員、子ども、保護者・地域住民の皆さまに行っている普及啓発のうち、いじめ予防についてとりあげてみました。

1 基本理念（条例第3条）

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）の取組みは、どの子どももいじめに関わる可能性があることを踏まえ、全ての子どもが学校、地域等で安心して学び、様々な活動に取り組み、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、又は役割を担い、市全体で積極的に行わなければなりません。

2 条例に基づく主な取組み

●「豊田市いじめ防止基本方針」の改正

市民全員が条例の基本理念を共有できるよう、市、学校・教職員、保護者、子ども、地域住民、事業者の役割や責務を具体的に示しています。

➢「こことよ」は、相談機関として支援を行うとともに、教育委員会と連携して問題解決に向けた支援を行います。

●「豊田市いじめの防止等に関する取組の計画」の策定

いじめの防止等に関する施策を総合的に推進するため、新たに策定しました。今後、いじめの防止等の取組みについて、毎年進捗管理を行い、3年ごとに計画の見直しを行います。

➢「こことよ」は、教職員、小・中学生、保護者・地域向けの権利学習等を実施

●「豊田市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

学校、関係機関、保護者、地域住民、事業者などの連携を図るために設置し、それぞれの取組みや課題を共有することで、市全体でいじめの防止等に取り組めます。

➢子どもの権利擁護委員が参画

「いじめ」の定義

条例 第2条第1項

①その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う

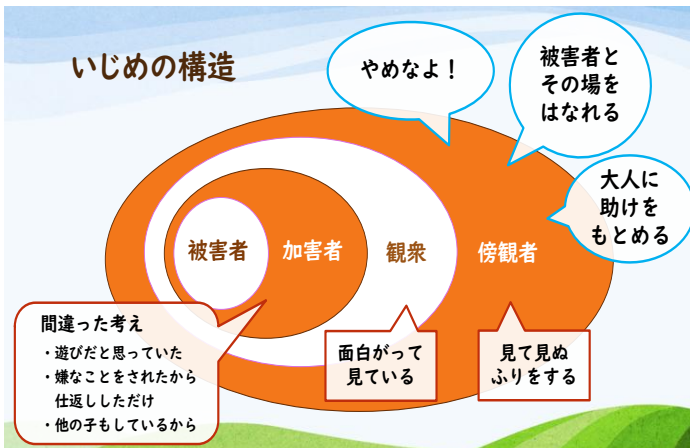
➢学校の内外を問わず、塾・スポーツクラブなど子どもが関わる仲間・グループを含む

②心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）

③行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの

➢いじめられた子どもの立場に立って判断します

いじめの構造



いじめは被害者・加害者だけでなく集団全体の問題といえます。子ども自身がいじめの構造を学び、いじめを見た時に①「やめて」という、②被害者とその場を離れる、③周りの大人に助けを求めるなど、どのような行動をとればよいのかを知っておくとよいでしょう。

Q.1 これは何の権利が守られてない？

子ども条例を見ながら、話し合ってみましょう！



Q.2 これは「いじめ」？ 考えてみましょう

「教室で、2人の子（A・B）が、その場にはいない友だちCを変なあだ名で呼んでふざけていた」と、目撃した子どもたちが先生に相談しました。

C 「友だちから聞いて笑ってたけど、本当は嫌だった」

A・B 「前にCから嫌なことを言われたから仕返ししただけ」

「他の子も悪口言ってるよ!」

☞ A・Bがしたことは『いじめ』だから、厳しく指導する」だけでよいのか？

●子どもの意見表明権の保障

①行動レベルで一致するまで、客観的な事実を確認

＊被害者、加害者、周りの子どもたちの話を、ひとりひとり別々に聞く

②いじめを受けたC、いじめをしたA・Bの気持ち・考えを聞く

・C「笑ってたけど、本当は嫌だった」 ➡心身の苦痛を感じていたから「いじめ」

・A・Bがいじめをした時の気持ちを聞く ➡「Cにからかわれて、悔しかった」

・何がいけなかったのか ➡「Cをあだ名で呼び、嫌な気持ちにさせたこと、仕返しするだけだからいいと思ったこと」

・今後どうするか ➡「からかわれた時に「やめて」と言う、周りのおとなに助けを求める

●加害者・被害者・周りの子どもへの予防教育 ➡子どもの最善の利益

いじめの影響

- ・いじめは、その時につらいだけでなく、将来にわたって、心や体にマイナスの影響をあたえます
- ・加害者も、人とうまくかかわることができなくなったり、将来にわたってマイナスの影響を受けます
- ・いじめの影響は、被害者だけでなく、加害者にとっても深刻です

「安心して生きる権利」暴力やストレスから心と体が守られる、差別を受けない、安全な環境で生活、「自分らしく生きる権利」自分の気持ち・考えに基づいて行動、自由な時間、安心できる居場所、「豊かに育つ権利」遊ぶ、学ぶ、地域・社会活動に参加、「参加する権利」気持ち・考えを表明し尊重される、仲間をつくり集まる などが守られていません。

☞『間違った考えや思い込み』はないか

●先生がCさんに聴き取り

C「あの時は、笑ってたけど本当は嫌だったんだ」

A・B「前にCから嫌なこと言われたから、仕返ししただけ」

先生「嫌なことを言われたんだね」

A・B「やめろって言ったのに、やめてくれなかったんだ!」

先生「だから悪口言うの?だから傷つけていいの?」

A・B「他の子だって、悪口言ってるよ!」

先生「みんながしているからするの?（嫌なことを言われた）君たちの気持ちは分かるけど、いじめていい理由にはならないし、許されないこと。なにがいけなかったのか、どうすればよかったのか、一緒に考えよう。」

嫌なことを言われたから仕返ししただけ

他の子もしているから

いじめを行った子に対して

- ・行動レベルで一致するまで事実確認
- ・その時の気持ち・考えを聴く
- ・何がいけなかったのか
- ・どうすればよかったのか
- ・今後同じ場面でどうするか

ことばで表現できるように支援します

いじめを防ぐために

- ・相手の立場に立って考えよう
- ・自分と相手はちがう存在なので、自分は平気でも、相手はそうではないことがあります
- ・相手の気持ちはどうなのかなと、つらさを想像し、共感しよう

➡ 相手の心や体をきずつけないために
あなたはこれから どのように行動しますか？

「こことよ」は、学校の先生方からの相談にも応じています

「これって子どもの権利侵害じゃないかな?」「子どもの尊厳が傷つけられているかも」

学校の先生方は、子どもたちからの相談に接する機会が多いのではないのでしょうか？

子どもの権利に関して判断に迷う場合や、おひとりで対応することが難しい場合には、子どもの権利相談室をぜひご活用ください。

